十津川村環境保全条例
平成2年9月20日条例第10号
改正
平成9年3月24日条例第3号
十津川村環境保全条例

目次
第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　村長の責務及び施策（第3条ー第7条）
第3章　事業者の責務（第8条ー第12条）
第4章　住民の責務（第13条･第14条）
第5章　開発行為と勧告等（第15条ー第22条）
第6章　雑則（第23条）
附則

第1章　総則
（目的）
第1条　この条例は、十津川村の自然環境･生活環境の保全に関する基本理念を明らかにするとともに、国、県が推進する自然環境保全、生活環境保全等の法律、条例の諸施策の補充的な基本事項を定め、もって現在及び将来にわたり自然と調和した良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　良好な環境　住民の健康を保持し、快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
(2)　自然環境　自然の生態系に占める森林、河川、湖沼、大気等動植物の生存環境をいい、歴史的、文化的遺産等をとりまく自然を含むものとする。
(3)　生活環境　人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
(4)　開発行為　樹木の伐採、山河の形状変更、土地の形状変更、土石の採取、建物その他工作物の設置、風致景観の損壊
第2章　村長の責務及び施策
（基本的責務）
第3条　村長は、住民が健康で快適な生活の確保のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
（自然環境の保全）
第4条　村長は、ゆたかな自然環境が健康で快適な住民の生活のために欠くことのできないものであることと貴重な財産であることを認識し、自然の保護と回復に必要な施策を講じて、良好な自然環境の保全に努めなければならない。
（生活環境の保全）
第5条　村長は、事業活動その他人の活動に伴って生ずる水質の汚濁、大気の汚染、騒音、振動、悪臭によって著しく生活環境が悪化しないよう努めなければならない。
（環境保全のための財政措置等）
第6条　村長は、良好な環境保全をはかるため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を講じなければならない。
（開発と保全の調和）
第7条　村長は、開発行為等に対し、自然環境の保全と生活環境の保全並びに災害誘発要因その他総合的な検討を行い開発と保全の調和をはからなければならない。
第3章　事業者の責務
（基本的債務）
第8条　事業者は、環境の破壊を防止するために、自己の責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。
（開発行為の届出義務）
第9条　第15条に掲げるいずれかの開発行為を行おうとする事業者は、あらかじめ村長に届出なければならない。
（努力義務）
第10条　事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても周辺の自然的、社会的条件に応じて環境の破壊の防止のため最大限の努力をしなければならない。
（協力義務）
第11条　事業者は、村その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

（開発行為についての責務）
第12条　開発済の事業者並びに開発をしようとする事業者は、森林、河川、湖沼等の良好な自然環境の保全をは

かるとともに地域住民の安全を確保する等、生活環境の保全にも努めなければならなし‘。
第4章　住民の責務
（基本的責務）
第13条　住民は、良好な環境の保全に関する意識を高め、健康で快適な生活が営めるように努めるとともに、自らも自然を破壊し公害を発生させ、又はその他の行為により地域の良好な環境を損ってはならない。
（協力義務）
第14条　住民は、村その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第5章　開発行為と勧告等
（開発行為の届出）
第15条　本条例に関する開発行為の届出業種は、次のとおりとする。
(1)　10ha以上の天然林の伐採事業
(2)　延長100m以上の道路の開設事業
(3)　ダムの築造及び発電施設事業
(4)　土石、砂利採取事業
(5)　産業廃棄物等の埋立処理事業
(6)　リゾート観光開発及びこれに類する観光開発事業
(7)　1,000㎡以上の宅地造成及びこれに準ずる土地造成
(8)　国の環境基本法（平成5年法律第91号）及び奈良県環境基本条例（平成8年県条例第7号）並びに奈良県生活環境保全条例（平成8年県条例第8号）に基づく届出の対象業種
(9)　前各号に掲げるもの以外で、村長が特に必要と認める業種
（河川、ダム湖等の保全）
第16条　村長は、十津川及びダム湖の良好な自然環境を保全するため、その流域をも含め水質向上に努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。
（届出等に対する指導、勧告及び命令）
第17条　村長は、自然環境の保全のため、必要があると認められるときは、第15条の規定による届出等をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し又は勧告することができる。
2　村長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該開発行為の中止、計画の変更、原状の回復等自然環境及び生活環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（指導の徹底）
第18条　村長は、前条による措置命令に従わぬ者に対し行政上の種々の協力を拒むことができる。
（環境保全審議会）
第19条　十津川村に自然環境並びに生活環境保全審議会（以下単に「保全審議会」という。）を置
2　保全審議会は、村長の諮問に応じ、十津川村における自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
3　保全審議会は、委員10人以内で組織する。
4　保全審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（開発審査会）
第20条　開発行為に対する自然環境と生活環境の保全調査のため開発審査会を設置する。
2　開発審査会は、第7条に定める業務を行い、村長に意見を申し述べることができる。
3　開発審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（報告）
第21条　村長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、又は害するおそれのある者又は、これらの者の関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。
（立入検査等）
第22条　村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発行為及びその他の場所にち入りし、状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。
2　前項の規定により立ち入り検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった時にこれを提示しなければならない。
第6章　雑則
第23条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、村長が別に定める。
附則
この条例は、平成2年10月1日から施行する。
附則（平成9年3月24日条例第3号）
この条例は、平成9年4月1日から施行する。